

那賀町告示第202号

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和2年10月 2 日

那賀町長 坂口 博



1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集 R2-1	那賀郡那賀町木頭助 字向工山 6-1	841-イ- 4	山林	1.86	令和13年 3月31日まで	
集 R2-2	那賀郡那賀町木頭助 字向工 6-2	841-イ- 5	山林	5.56	令和13年 3月31日まで	
集 R2-3	那賀郡那賀町岩倉 字下南山 3-11	419-イ- 29-1, -2	山林	2.56	令和13年 3月13日まで	

2 縦覧場所

- 本庁 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1
 - 相生支所 徳島県那賀郡那賀町延野字王子原31番地1
 - 上那賀支所 徳島県那賀郡那賀町小浜151番地
 - 木沢支所 徳島県那賀郡那賀町木頭字前田43番地1
 - 木頭支所 徳島県那賀郡那賀町木頭出原字マエダ34番地
 - 林業振興課 徳島県那賀郡那賀町吉野字弥八かへ23番地（林業ビジネスセンター）
- 那賀町ホームページ

3 権利の設定

本公告により、那賀町経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。